

## 自費で活動する有志は、産ませた飼い主や動物商を相手どって 費用返還請求訴訟を起こせます

●犬は一度に5～10匹、猫は一度に4～5匹産まれます。産ませた飼い主（動物商も含む）は、経済的事情・物理的事情から全てを飼えないので、「今、一番、可愛い時期ですよ」と言って、無理矢理、譲ります。

一方、動物を飼う人は、誰しもが初めは「一生、大切に大切に飼います」と言い、初めから「いずれは捨てるかも、いずれは処分するかも、」と言う人はいません。ところが諸事情から飼いきれなくなって、捨てたり、処分したり、、、中には虐殺目的で動物を手に入れて虐待を繰り返す猟奇的犯罪者も。他方、苦しむ動物を看過できない有志は自費で助けます。

●動物商には、売れ残った子たちを餓死させたり、虐殺したり、動物を放置して夜逃げする者が多いのは周知の事実。他方、不幸な動物を看過できない有志は、遺棄された動物を保護したり、動物商が捨てようとしている動物を引き取って、自費で極貧生活に耐えながら保護しています。



一例だが、板橋区の動物商T氏は「犬はハンターに生き埋めにされるので、いくらでも必要」とのことで繁殖販売。売れ残った犬については「犬を引き取ってくれなければ棄ててくる」と言って、有志の犬を哀れむ気持ちを煽って犬を有志へ恒常的に引き取らせてきた。この動物商は起訴され、弁護士からも見放され「アンタ、刑務所へ入ってきなさい」と言われた。

有志は、不良飼い主や動物商に強要されたのではなく、有志の自由意志で動物を助けたため、不良飼い主や動物商が何をしようとも飼い主や動物商の自由という法解釈は間違い。**有志は、不良飼い主や動物商たちの悪い行いによって、保護したいという欲求を駆り立てられるのです。なので因果関係があります。その為、不妊去勢を怠る飼い主や動物商に対して《債権》（民697条 事務管理）があり、費用返還請求訴訟を起こせます**（訴状の書き方は当方サイトをご覧ください）

☆☆☆訴訟を起こすに当たって個人情報が必要な場合は、個人情報保護法の適用外の為（憲98条）、役所は個人情報を提供しなくてはなりません☆☆☆尚、行政官は法の専門家ではありません。行政官の法解釈を信用してはいけません。

ご存じでしたか?・・・●動物商は、繁殖によって更に処分数を増やすため、公共の福祉に反します●福島市飯坂町の女動物商H氏が、売れ残った犬を管内の保健所へ持ち込むと足がつくため、宮城県内の保健所へ持ち込んで処分していると告白●私権は公共の福祉に適合しなければならない（民1条）●飼う権利を主張する以上、適正飼育義務を伴う為、不良飼い主は《所有権》を認められません●不良飼い主宅から動物を保護するのは合憲合法のレスキュー。窃盗にはなりません。

〒960-8066 福島市矢剣町1-1-3 星野節子  
024-563-7650 (tel fax)